

議員提出第2号議案

足立区高齢者入院時負担軽減支援金の支給に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成21年2月23日

提 出 者

足立区議会議員	針	谷	み	き	お
同	鈴	木	けん	いち	
同	ぬ	か	が	和	子
同	大	島	芳	江	
同	伊	藤	和	彦	
同	橋	本	ミ	チ	子
同	さ	と	う	純	子
同	浅	子	け	い	子

足立区議会議長 くじらい 光 治 様

（提案理由）

高齢者が入院したときに生じる入院費用等に係る支援金を支給することにより、高齢者の入院に伴う経済的負担の軽減を図るため、本案を提出する。

足立区高齢者入院時負担軽減支援金の支給に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、高齢者が入院したときに生じる入院費用等に係る支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、高齢者の入院に伴う経済的負担の軽減を図り、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

（支給対象者）

第2条 支援金の支給の対象者は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関であるものに限る。）に入院している年齢65歳以上の高齢者であって、入院時以前から引き続き区内に住所を有する者とする。

（支給額）

第3条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる入院期間（1の会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において入院した期間をいう。）に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、1の会計年度につき3万円を上限とする。

- | | | |
|-----|-----------------|-----|
| （1） | 入院期間7日から60日まで | 1万円 |
| （2） | 入院期間61日から120日まで | 2万円 |
| （3） | 入院期間121日以上 | 3万円 |

（申請及び通知）

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、第2条に規定する要件を審査し、支給の可否を決定し、申請者に通知する。

（決定の取消し）

第5条 前条第2項の規定により支給可との決定を受けた者が、第2条

に規定する要件に該当しなくなったときは、区長は、当該決定を取り消すものとする。

（支援金の返還）

第6条 区長は、虚偽又は不正の手段により支援金の支給を受けた者に対し、既に支給を受けた額の全額を返還させるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。